

# 公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則について

公害等調整委員会事務局総務課

## 1 改正の背景

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）は、手続等のデジタル化の方法等を主務省令に委任しており、これを受けて、公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和 5 年公害等調整委員会規則第 1 号。以下「公害等調整委員会主務省令」という。）において、公害等調整委員会関係法令に規定する手続等のデジタル化の方法等を規定している。

今般、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル規制改革推進の一括法」という。）によりデジタル手続法が改正され、手続等におけるデジタル技術の効果的活用に関する規定が設けられたことを踏まえ、公害等調整委員会関係法令に基づく手続等についてもデジタル技術の効果的活用が図られるよう、公害等調整委員会主務省令について所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

デジタル規制改革推進の一括法による改正後のデジタル手続法第 16 条のデジタル技術の効果的活用に関する規定を踏まえ、次の改正を行う。

- 行政機関等が処分通知等を行う場合に利用できる電子署名の範囲の拡大（第 2 条第 2 項第 1 号関係）
- 行政機関等が作成等を行う場合について、クラウドサービスの利用等が可能であることの明確化（第 12 条関係）

## 3 公布日・施行日

- 公布日：令和 5 年 12 月 25 日
- 施行日：公布の日